

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
		(新規)	
0403.10	<p><b>1. フローズンヨーグルト</b></p> <p>関税率表第0403.10号－2－(1)に規定する「フローズンヨーグルト」とは、ミルクに乳酸菌又は酵母を加え、発酵させ又は酸性化したものを調製し、凍結したもので、輸入後に更なる調製をせずに食用に供されるもののうち、以下の(1)から(6)までのすべてに該当するものをいう。</p> <p>(1) 無脂乳固形分8%以上  (2) 乳酸菌数又は酵母数1,000万／ml以上  (3) 大腸菌群陰性  (4) 提示の状態でマイナス15°C以下であること  (5) 全重量における乳脂肪含有量8%以下  (6) 水分含有量50%以上</p> <p>通常、製造工程においてフリージングを行うことにより空気を混入し、アイスクリームに類似した食感を生じさせているが、輸入後、販売する際に空気を混入させるソフトサーブタイプのものも含む。</p>		
1212.29	<p><b>1. てんぐさその他の寒天製造用の海草</b></p> <p>関税率表第1212.29号－2の「てんぐさその他の寒天製造用の海草」には、輸入されるものの全部又は大部分が寒天製造用に向けられている種類の海草その他の藻類を分類し、さしあたり次の(1)～(5)について適用する。その他のものについては、一部寒天製造用に向けられることがある種類のものであっても、ここには分類しないこととするが、寒天原草事情の推移にともない、種名その他の分類区分ごとに検討の結果、適用範囲を改正することがある。</p> <p>なお、(1)～(5)に掲げるものであっても、製法、性状、用途及び文献等を考慮し、食用に適するものと認められる場合には第1212.21号に分類することとなるので、留意すること。</p>	1212.29	<p><b>1. てんぐさその他の寒天製造用の海草その他の藻類</b></p> <p>輸入されるものの全部又は大部分が寒天製造用に向けられている種類の海草その他の藻類を分類し、さしあたり次のものについて適用する。その他のものについては、一部寒天製造用に向けられることがある種類のものであっても、ここには分類しないこととするが、寒天原草事情の推移にともない、種名その他の分類区分ごとに検討の結果、適用範囲を改正することがある。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
1517.10	<p>(1) ~ (5) (省略)</p> <p><u>1. マーガリン（液状マーガリンを除く。）</u></p> <p>関税率表第1517.10号の「マーガリン（液状マーガリンを除く。）」の油脂含有量については、全重量の80%以上のものとする。</p>		<p>(1) ~ (5) (同左)</p> <p>(新規)</p>
16類	<p><u>1. 「気密容器」の解釈について</u></p> <p>関税率表第16類において、「気密容器」とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全に遮断できる容器をいう。</p> <p>通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。</p> <p><u>イ 缶</u> 詰：巻締又はろう付けをしたもの</p> <p><u>ロ 瓶</u> 詰：ガラス製、プラスチック製又は金属製の瓶で、すり合わせのある共ぶたがあり、封ろうによりシールしたもの、コルク、柔軟なプラスチック、ゴム等の完全なパッキングを有する王冠又はスクリューキャップ（簡単にスクリューがゆるまないようにしてあるもの）のあるもの及びコルク栓又はゴム栓を有し、簡単にその栓が抜けないもの</p> <p><u>ハ つ ぼ</u> 詰：封ろうによりシールしたもの</p> <p><u>ニ チューブ入り</u>：金属又はプラスチック製のチューブでコルク、柔軟なプラスチック若しくはゴム等の完全なパッキングのあるスクリューキャップ付きのもの又は口に穴をあけ若しくは切断して内容物を出すタイプのもの</p> <p><u>ホ 袋</u> 詰：アルミフォイルその他の金属はくの袋で、</p>		<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前								
	<p>防湿セロハン、プラスチックフィルム等を張り合わせ、熱溶融密封してあるもの</p> <p>へそ の 他：プラスチックフィルム等からなる容器であっても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。</p> <p>(プラスチックフィルム等からなる気密容器の基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態</td><td>熱溶融密封であること 密封部に内容物のかみ込みがないこと</td></tr> <tr> <td>酸素透過度</td><td>温度20°C、乾燥状態において <math>1\text{ ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{ h}</math> 以下であること</td></tr> <tr> <td>密封部の強度</td><td>熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	状態	熱溶融密封であること 密封部に内容物のかみ込みがないこと	酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{ h}$ 以下であること	密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）	
項目	基準									
状態	熱溶融密封であること 密封部に内容物のかみ込みがないこと									
酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{ h}$ 以下であること									
密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）									
1602.50	<p><b>1. 牛肉調製品</b></p> <p>(1) 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）</p> <p>「野菜を含むもの」には、例えば、ビーフカレー、ビーフシチュー、コーンビーフハッシュ及びビーフストロガノフのように、牛肉と野菜をそれぞれ通常食べられる大きさにカットし、混合、調理したものがある。</p> <p>(注) 単に水煮した牛肉ブロックを丸のままの野菜と共に大型容器に詰めたものは、この細分には含まれず、それぞれが属する号に分類する。</p>	<p><b>1. 牛肉調製品</b></p> <p>(1) 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）</p> <p>「<u>気密容器入りのもの</u>」とは、分類例規2005.99-1「にんにくの粉（気密容器入りのもの）」に係る注書きを準用する。</p> <p>「野菜を含むもの」には、例えば、ビーフカレー、ビーフシチュー、コーンビーフハッシュ及びビーフストロガノフのように、牛肉と野菜をそれぞれ通常食べられる大きさにカットし、混合、調理したものがある。</p> <p>(注) 単に水煮した牛肉ブロックを丸のままの野菜と共に大型容器に詰めたものは、この細分には含まれず、それぞれが属する号に分類する。</p>								

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
19.02項、 20.01項 ～20.05 項、 <u>20.08</u> 項、 <u>21.06</u> 項	<p>(2) ~ (7) (省 略)</p> <p><b>1. 関税率表第19.02項、第20.01項から第20.05項まで、第20.08項（第1212.21号の物品のものに限る）及び第21.06項における「砂糖を加えたもの」の解釈について</b></p> <p>(1) 関税率表第19.02項、第20.01項から第20.05項まで、<u>第20.08項（第1212.21号の物品のものに限る）</u>及び第21.06項に掲げる「調製食料品（砂糖を加えたもの）」には、砂糖の含有量が全重量の 2 %以下の調製食料品（含有する砂糖が野菜等の製造原材料又は調製の際に使用された混合調味料に由来すると認められることが著しく不適当でないものに限る。）を含まない取扱いとする。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p><u>19.02項、 20.01項 ～20.05項 又は21.06項</u></p>	<p>(2) ~ (7) (同 左)</p> <p><b>1. 関税率表番号第19.02項、第20.01項から第20.05項まで及び第21.06項における「砂糖を加えたもの」の解釈について</b></p> <p>(1) 関税率表番号第19.02項、第20.01項から第20.05項まで及び第21.06項に掲げる「調製食料品（砂糖を加えたもの）」には、砂糖の含有量が全重量の 2 %以下の調製食料品（含有する砂糖が野菜等の製造原材料又は調製の際に使用された混合調味料に由来すると認められることが著しく不適当でないものに限る。）を含まない取扱いとする。</p> <p>(2) (同 左)</p>
20類	<p><b>1. 「気密容器」の解釈について</b></p> <p>関税率表第20類に規定する「気密容器」の解釈については、<u>第16類 1. 「気密容器」の解釈について</u>の規定を準用する。</p>		(新 規)
2005.99	<p><b>1. にんにくの粉</b></p> <p>にんにくを単に粉碎し、乾燥したものは、乾燥野菜として第0712.90号に分類され、凝固防止剤（高級脂肪酸の塩等）の添加等の調製をしたものが、この号に分類される。</p> <p>(削 除)</p>	2005.99	<p><b>1. にんにくの粉（気密容器入りのもの（容器ともの 1 個の重量が10キログラム以下のものに限る。））</b></p> <p>にんにくを単に粉碎し、乾燥したものは、乾燥野菜として第0712.90号に分類され、凝固防止剤（高級脂肪酸の塩等）の添加等の調製をしたものが、この号に分類される。</p> <p>(注) 気密容器とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全にしゃ断できる容器である。通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。</p> <p>イ 缶 詰：巻締又はろう付けをしたもの</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
	<p>口 瓶 詰：ガラス製、プラスチック製又は金属製の瓶で、すり合わせのある共ぶたがあり、封ろうによりシールしたもの、コルク、柔軟なプラスチック、ゴム等の完全なパッキングを有する王冠又はスクリューキャップ（簡単にスクリューがゆるまないようにしてあるもの）のあるもの及びコルク栓又はゴム栓を有し、簡単にその栓が抜けないもの</p> <p>ハ つ ぼ 詰：封ろうによりシールしたもの</p> <p>ニ チューブ入り：金属又はプラスチック製のチューブでコルク、柔軟なプラスチック又はゴム等の完全なパッキングのあるスクリューキャップ付きのもの又は口に穴をあけ又は切断して内容物を出すタイプのもの</p> <p>ホ 袋 詰：アルミフォイルその他の金属はくの袋で、防湿セロハン、プラスチックフィルム等を張り合わせ、熱溶融密封してあるもの</p> <p>ヘ そ の 他：プラスチックフィルム等からなる容器であっても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。</p> <p>(プラスチックフィルム等からなる気密容器の基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態</td><td>熱溶融密封であること 密封部に内容物のかみ込みがないこと</td></tr> <tr> <td>酸素透過度</td><td>温度20°C、乾燥状態において <math>1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h}</math> 以下であること</td></tr> <tr> <td>密封部の強度</td><td>熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	状態	熱溶融密封であること 密封部に内容物のかみ込みがないこと	酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h}$ 以下であること	密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）
項目	基準								
状態	熱溶融密封であること 密封部に内容物のかみ込みがないこと								
酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h}$ 以下であること								
密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）								

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>21. 04項</u>	<p><b>1. 「気密容器」の解釈について</b></p> <p>関税率表第21. 04項に規定する「気密容器」の解釈については、<u>第16類 1. 「気密容器」の解釈について</u>の規定を準用する。</p>		<p>この取扱は、他の税番の「気密容器入りのもの」についても適用する。</p> <p>(新規)</p>
<u>23. 09項</u>	<p><b>1. 飼料用に供する種類の調製品</b></p> <p>関税率表第23. 09項に規定されている用語の解釈及び認定は次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>「気密容器」の解釈については、第16類 1. 「気密容器」の解釈について</u>の規定を準用する。</p> <p>(3) ~ (4) (省略)</p>	<u>2309. 90</u>	<p><b>1. 飼料用に供する種類の調製品</b></p> <p>第23. 09項に規定されている用語の解釈及び認定は次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>「気密容器入りのもの」の解釈及びその認定方法は、本例規の第2005. 99号-1による。</u></p> <p>(3) ~ (4) (同左)</p>
<u>2309. 90</u>	<p><b>1. 飼料用に供する種類の調製品に係る「小売用の容器入りにしたもの」の解釈について</b></p> <p>関税率表第2309. 90号に規定する「小売用の容器入りにしたもの」の定義については、<u>第23. 09項 1. 「飼料用に供する種類の調製品」</u>により規定されているが、小売用の容器入りの飼料 1 個当たりの重量については、投餌する動物の種類、再販売先等を勘案のうえ、人間が直接持ち運びできるものであれば、小売用の容器入りのものと認めて差し支えない。</p>	<u>2309. 90</u>	<p><b>2. 飼料用に供する種類の調製品に係る「小売用の容器入りにしたもの」の解釈について</b></p> <p>関税定率法別表第2309. 90号に規定する「小売用の容器入りにしたもの」の定義については、「飼料用に供する種類の調製品」により規定されているが、小売用の容器入りの飼料 1 個当たりの重量については、投餌する動物の種類、再販売先等を勘案のうえ、人間が直接持ち運びできるものであれば、小売用の容器入りのものと認めて差し支えない。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2309.90	<p><u>2. 発酵バガスの分類について</u></p> <p>(省 略)</p>	2309.90	<p><u>3. 発酵バガスの分類について</u></p> <p>(同 左)</p>
2505.10	<p><b>1. Natural sand</b></p> <p>本品は粒径0.2~0.5ミリメートルの天然の砂（河口砂）で、土木建築用砂として販売、使用されるものである。分析の結果その組成は、SiO<sub>2</sub> 90.86%、その他Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>等である。本品は、粘土分（日本産業規格G5901の方法による。）0.3082%であるが、安山岩質等の砂を含有し、酸化鉄に由来すると考えられる<u>褐色</u>を帶びている。</p> <p>(省 略)</p>	2505.10	<p><b>1. Natural sand</b></p> <p>本品は粒径0.2~0.5ミリメートルの天然の砂（河口砂）で、土木建築用砂として販売、使用されるものである。分析の結果その組成は、SiO<sub>2</sub> 90.86%、その他Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>等である。本品は、粘土分（JIS G5901の方法による。）0.3082%であるが、安山岩質等の砂を含有し、酸化鉄に由来すると考えられる<u>かつ色</u>を帶びている。</p> <p>(同 左)</p>
27類	<p><b>1. 石油又は歴青油の性状試験等</b></p> <p>(1) 次に掲げる石油又は歴青油の性状試験はそれぞれ品名の右に掲げる<u>日本産業規格</u>に定める試験方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 挿発油、灯油及び軽油の分留性状：<u>日本産業規格</u>K2254</li> <li>(b) 軽油の10%残油残留炭素分：<u>日本産業規格</u>K2270</li> <li>(c) 重油及び潤滑油の引火点：<u>日本産業規格</u>K2265</li> <li>(d) 流動点：<u>日本産業規格</u>K2269</li> <li>(e) グリースの混和ちよう度：<u>日本産業規格</u>K2220</li> </ul> <p>(2) ~ (3) (省 略)</p>	27類	<p><b>1. 石油又は歴青油の性状試験等</b></p> <p>(1) 次に掲げる石油又は歴青油の性状試験はそれぞれ品名の右に掲げる<u>日本工業規格</u>に定める試験方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 挿発油、灯油及び軽油の分留性状：<u>JIS</u> K2254</li> <li>(b) 軽油の10%残油残留炭素分：<u>JIS</u> K2270</li> <li>(c) 重油及び潤滑油の引火点：<u>JIS</u> K2265</li> <li>(d) 流動点：<u>JIS</u> K2269</li> <li>(e) グリースの混和ちよう度：<u>JIS</u> K2220</li> </ul> <p>(2) ~ (3) (同 左)</p>
27.10項	<p><b>2. グリース</b></p> <p>この項において、「グリース」とは、潤滑油に金属せっけん、無機物その他の物品（石油又は歴青油の固有成分であるアスファルテンを除く。）を加えて増粘したもので、<u>日本産業規格</u>K2220</p>	27.10項	<p><b>2. グリース</b></p> <p>この項において、「グリース」とは、潤滑油に金属せっけん、無機物その他の物品（石油又は歴青油の固有成分であるアスファルテンを除く。）を加えて増粘したもので、<u>日本工業規格</u>に定める</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前																																																													
27.10項	に定めるちよう度の試験方法による混和ちよう度が390以下のものをいう。						27.10項	ちよう度の試験方法 ( <u>JIS K2220</u> ) による混和ちよう度が390以下のものをいう。																																																												
	5. 流動パラフィン							5. 流動パラフィン																																																												
	この項には、通常の薬用流動パラフィン (USP、NF等) のほか、工業用の流動パラフィン ( <u>日本産業規格K2231「流動パラフィン」</u> の項に規定する硫酸呈色試験に合格するものに限る。) を含む。							この項には、通常の薬用流動パラフィン (USP、NF等) のほか、工業用の流動パラフィン ( <u>JIS K2231「流動パラフィン」</u> の項に規定する硫酸呈色試験に合格するものに限る。) を含む。																																																												
27.10項	7. Low sulphur fuel oil						27.10項	7. Low sulphur fuel oil																																																												
	本品はインドネシア産Minus crude oilを現地で蒸留して軽質油分を除いた残油である。Minus bottom oilと通称されているもので、性状は次のとおりである。 比重 (15°C。 <u>日本産業規格K2249-3のピクノメータ法 (ハバード形ピクノメータ)</u> による。) 0.910～0.925 Congealing point (ASTM D 938による。) 45～47°C 比重 (70°C。 <u>日本産業規格K2249-2の浮ひょう法</u> による。) 0.840～0.850 (省 略) ーは測定せず。							本品はインドネシア産Minus crude oilを現地で蒸留して軽質油分を除いた残油である。Minus bottom oilと通称されているもので、性状は次のとおりである。 比重 (15°C。 <u>JIS K2249のハバード法</u> による。) 0.910～0.925 Congealing point (ASTM D 938による。) 45～47°C 比重 (70°C。 <u>JIS K2249の浮ひょう法</u> による。) 0.840～0.850 (同 左) ーは測定せず。																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試料</th><th>A</th><th>B (注)</th><th colspan="4">Raw oil (Parafin oil Distillate)</th></tr> <tr> <th>試 験 項目</th><th>Minus crude oil</th><th>Minus bottom oil</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろ う 分 (ホルデ法)</td><td>18</td><td>45</td><td>37.0</td><td>38.8</td><td>34.1</td><td>32.8</td></tr> <tr> <td>15/ 4 °C</td><td>0.8702</td><td>0.9150</td><td>0.928</td><td>0.922</td><td>0.899</td><td>0.901</td></tr> </tbody> </table>						試料	A	B (注)	Raw oil (Parafin oil Distillate)				試 験 項目	Minus crude oil	Minus bottom oil	C	D	E	F	ろ う 分 (ホルデ法)	18	45	37.0	38.8	34.1	32.8	15/ 4 °C	0.8702	0.9150	0.928	0.922	0.899	0.901	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試料</th><th>A</th><th>B (注)</th><th colspan="4">Raw oil (Parafin oil Distillate)</th></tr> <tr> <th>試 験 項目</th><th>Minus crude oil</th><th>Minus bottom oil</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろ う 分 (ホルデ法)</td><td>18</td><td>45</td><td>37.0</td><td>38.8</td><td>34.1</td><td>32.8</td></tr> <tr> <td>15/ 4 °C</td><td>0.8702</td><td>0.9150</td><td>0.928</td><td>0.922</td><td>0.899</td><td>0.901</td></tr> </tbody> </table>						試料	A	B (注)	Raw oil (Parafin oil Distillate)				試 験 項目	Minus crude oil	Minus bottom oil	C	D	E	F	ろ う 分 (ホルデ法)	18	45	37.0	38.8	34.1	32.8	15/ 4 °C	0.8702	0.9150	0.928	0.922	0.899	0.901
試料	A	B (注)	Raw oil (Parafin oil Distillate)																																																																	
試 験 項目	Minus crude oil	Minus bottom oil	C	D	E	F																																																														
ろ う 分 (ホルデ法)	18	45	37.0	38.8	34.1	32.8																																																														
15/ 4 °C	0.8702	0.9150	0.928	0.922	0.899	0.901																																																														
試料	A	B (注)	Raw oil (Parafin oil Distillate)																																																																	
試 験 項目	Minus crude oil	Minus bottom oil	C	D	E	F																																																														
ろ う 分 (ホルデ法)	18	45	37.0	38.8	34.1	32.8																																																														
15/ 4 °C	0.8702	0.9150	0.928	0.922	0.899	0.901																																																														

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前							
27.10項	比重 (ハバー ド形ピクノ メータ)						比重 (ハバー ド法)							
	引火点 °C	—	284	185	—	—	引火点 °C	—	284	185	—	—	—	
	流动点 °C	—	45	43	—	—	流动点 °C	—	45	43	—	—	—	
	用途	製油用	重油の 硫黄分 調製ブ レンド 用	製油用 (パラフィンろう製造 用)			用途	製油用	重油の 硫黄分 調製ブ レンド 用	製油用 (パラフィンろう製造 用)				
(省 略)							(同 左)							
8. 自動車の燃料用揮発油の取扱いについて							8. 自動車の燃料用揮発油の取扱いについて							
2713.20	輸入統計品目表2710.12-137及び2710.20-137の「自動車の燃料用のもの」には、それぞれ関税率表第2710.12号-1-(1)-C及び第2710.20号-1-(1)-Cに分類される揮発油のうち、輸入時の性状が、 <u>日本産業規格K2202「自動車用ガソリン」</u> に定める規格に合致するものを分類する（輸入後において、自社ブランドの規格に適合させるため、更に混合調整するかどうかを問わない。）。							輸入統計品目番号2710.12-137及び2710.20-137の「自動車の燃料用のもの」には、それぞれ関税率表番号第2710.12号-1-(1)-C及び第2710.20号-1-(1)-Cに分類される揮発油のうち、輸入時の性状が、 <u>日本工業規格の「自動車用ガソリン」(JIS K2202)</u> に定める規格に合致するものを分類する（輸入後において、自社ブランドの規格に適合させるため、更に混合調整するかどうかを問わない。）。						
	1. 「石油アスファルト」に係る性状確認の際の当事者分析方法							1. 「石油アスファルト」に係る性状確認の際の当事者分析方法						
関税率表第2713.20号に掲げる「石油アスファルト」の性状確認の際の、関税法基本通達 <u>67-3-20(当事者分析)</u> に定める当事者分析の方法については、原則として国際分類例規27.10項～27.13項 <u>1.「石油製品」</u> の規定に定められた方法によることとするが、適宜以下の方法で代替しても差し支えない。							関税定率法別表2713.20号に掲げる「石油アスファルト」の性状確認の際の、関税法基本通達 <u>「当事者分析」</u> に定める当事者分析の方法については、 <u>下記のとおり取り扱う</u> 。							
							記							

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1. 分析方法</p> <p>(1) 凝固点測定： 日本産業規格K2269の定める<u>流動点</u>を測定し、その値から2.5°Cを減じた値を凝固点とする方法又は日本産業規格K2207に定める「軟化点測定」。</p> <p>(2) 密度測定： 日本産業規格K2207又は日本産業規格K2249-1～4に定める方法。</p> <p>(3) 針入度測定： 日本産業規格K2207に定める方法。</p> <p>2. 「石油アスファルト」としての認定</p> <p>(1) 針入度が300以下のとき (省略) ただし、凝固点、軟化点又は密度が「石油アスファルト」としての規格を満たしているか否かについて疑義がある場合(例えば、確認対象が日本産業規格の規定からは上記3つの測定結果の相関関係が判読できない「ブローンアスファルト」である場合)その他審査職員が必要と認めるときは上記3つの測定を行わせることができる。 (参考)「石油ワックス」については日本産業規格の規定上針入度が400未満であり、国際分類例規上も「石油アスファルト」と同様に凝固点が30°C以上であることから両者の区別のために密度測定が必要となるところであるが、それについては以下の理由から省略可能である： (省略)</p> <p>(2) (省略) ただし、凝固点に比べ、軟化点は多少低い数値が出る傾向があるので、軟化点測定の結果が30°C未満であった場合には更にASTM D 938又は日本産業規格K2269に基づく凝固点測定を行い、</p>	<p>原則として国際分類例規(昭62年12月23日付蔵関第1299号)27.10項～27.13項「1. 石油製品」の規定に定められた方法によることとするが、適宜以下の方法で代替しても差し支えない。</p> <p>1. 分析方法</p> <p>(1) 凝固点測定： <u>JIS</u> K2269の定める「凝固点測定」又は<u>JIS</u> K2207に定める「軟化点測定」。</p> <p>(2) 密度測定： <u>JIS</u> K2207又は<u>JIS</u> K2249に定める方法。</p> <p>(3) 針入度測定： <u>JIS</u> K2207に定める方法。</p> <p>2. 「石油アスファルト」としての認定</p> <p>(1) 針入度が300以下のとき (同左) ただし、凝固点、軟化点又は密度が「石油アスファルト」としての規格を満たしているか否かについて疑義がある場合(例えば、確認対象が<u>JIS</u>の規定からは上記3つの測定結果の相関関係が判読できない「ブローンアスファルト」である場合)その他審査職員が必要と認めるときは上記3つの測定を行わせることができる。 (参考)「石油ワックス」については<u>JIS</u>の規定上針入度が400未満であり、「国際分類例規」上も「石油アスファルト」と同様に凝固点が30°C以上であることから両者の区別のために密度測定が必要となるところであるが、それについては以下の理由から省略可能である： (同左)</p> <p>(2) (同左) ただし、凝固点に比べ、軟化点は多少低い数値が出る傾向があるので、軟化点測定の結果が30°C未満であった場合には更にASTM D 938又は<u>JIS</u> K2269による凝固点測定を行い、その結果が30°C以</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2713.90	<p>その結果が30°C以上である場合にはその結果を隨時採用しても差し支えない。</p> <p><b>1. 潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度35度以下のものに限る。）</b></p> <p>溶剤抽出法により潤滑油を精製する際に生ずるエキストラクトで、流動点（<u>日本産業規格K2269</u>）が温度35度以下のものをいう。</p>	2713.90	<p>上である場合にはその結果を隨時採用しても差し支えない。</p> <p><b>1. 潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度35度以下のものに限る。）</b></p> <p>溶剤抽出法により潤滑油を精製する際に生ずるエキストラクトで、流動点（<u>日本工業規格 JIS K2269</u>）が温度35度以下のものをいう。</p>
3403.19	<p><b>1. グリース</b></p> <p>潤滑油に金属せっけん、無機物その他の物品を加えて増粘した潤滑剤で、<u>日本産業規格K2220</u>に定めるちよう度の試験方法による混和ちよう度が390以下のものをいう。この場合、潤滑油（基油）には鉱物油のほか、合成油、動植物油等を含む。</p> <p>(削除)</p>	3403.19	<p><b>1. グリース</b></p> <p>潤滑油に金属せっけん、無機物その他の物品を加えて増粘した潤滑剤で、<u>日本工業規格に定めるちよう度の試験方法 (JIS K2220)</u>による混和ちよう度が390以下のものをいう。この場合、潤滑油（基油）には鉱物油のほか、合成油、動植物油等を含む。</p> <p><b>1. 第16部の物品の都市廃棄物の分類について</b></p> <p>輸出統計品目表第3825.10号の「第16部の物品（家庭用のものに限る。）」とは、通常家庭で使用する種類の物品をいう。</p> <p>(1) 「第8517.12号の機器のもの」の例：携帯電話</p> <p>(2) 「第85.28項の機器のもの」の例：テレビ、モニター、プロジェクター</p>
42.02項	<p><b>3. 第42.02項の取扱いについて</b></p> <p>関税率表及び関税率表解説第42.02項に掲名されている物品には、①物品を携帯するために使用する携帯容器（かばん、袋類等）、</p>	42.02項	<p><b>3. 第42.02項の取扱いについて</b></p> <p>関税率表及び関税率表解説第42.02項に掲名されている物品には、①物品を携帯するために使用する携帯容器（かばん、袋類等）、</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等)、②物品を携帯する際の危険防止を目的とした保護容器(ナイフのさや等)、③携帯と整理の性格を併せもつ収納容器(財布等)等がある。つまり、携帯することを第一の目的とした容器が第42.02項に分類される。一方、容器の性格は有しているが、その目的が異なる<u>場合</u>(例えば、保管、カバー等)、構成材料により分類される。</p> <p><u>容器について、その物品の第一の目的が携帯(第42.02項)にあるのか、保護、収納等(構成材料による。)なのかの判断が困難な場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) プラスチック製、卑金属製の容器      判断が困難なもので、次の①～④の要件をすべて満たす場合には、携帯容器として、第42.02項に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 携帯のための肩ひも、ベルト通し等の取手を有しているもの</li> <li>② 留め具を有しているもの</li> <li>③ 長期間の使用に適するために耐久性を有しているもの</li> <li>④ 実用性のある収納スペースを有しているもの</li> </ul> <p>(2) 繊維製品で袋状及びバッグ状等の容器      判断が困難なもので、次の①～⑤の要件をすべて満たす場合には、携帯容器として、第42.02項に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 携帯のための肩ひも、ベルト通し等の取手を有しているもの</li> <li>② 留め具を有しているもの</li> <li>③ まちを有しているもの</li> <li>④ 長期間の使用に適するために耐久性を有するもの</li> <li>⑤ 実用性のある収納スペースを有するもの</li> </ul>	<p>②物品を携帯する際の危険防止を目的とした保護容器(ナイフのさや等)、③携帯と整理の性格を併せもつ収納容器(財布等)等がある。つまり、携帯することを第一の目的とした容器が第42.02項に分類される。一方、容器の性格は有しているが、その目的が異なる<u>ため</u>(例えば、保管、カバー等)、構成材料により分類されるものがある。<u>しかし、その物品の第一の目的が携帯(第42.02項)にあるのか、保護、収納等(構成材料による。)なのかの判断が困難な場合が多く、分類解釈により不統一が生ずる蓋然性が極めて高い。</u>このようなことから、両者の関係をより明確にすべく下記のとおり基準を定めたもので、今後はこれにより取扱うこととされたい。</p> <p><u>記</u></p> <p>1. プラスチック製、卑金属製の容器  <u>携帯をその目的としていると認められる容器の場合は、原則として第42.02項に分類する。</u>  <u>ただし、判断が困難なもので、次の①～④の要件をすべて満たす場合には、携帯容器として、第42.02項に分類する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 携帯のための肩ひも、ベルト通し等の取手を有しているもの</li> <li>② 留め具を有しているもの</li> <li>③ 長期間の使用に適するために耐久性を有しているもの</li> <li>④ 実用性のある収納スペースを有しているもの</li> </ul> <p>2. 繊維製品で袋状及びバッグ状等の容器  <u>携帯をその目的としていると認められる容器の場合は、原則として第42.02項に分類する。</u>  <u>ただし、判断が困難なもので、次の①～⑤の要件をすべて満たす場合には、携帯容器として、第42.02項に分類する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 携帯のための肩ひも、ベルト通し等の取手を有しているもの</li> <li>② 留め具を有しているもの</li> <li>③ まちを有しているもの</li> </ul>

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>スマートフォン及びタブレットコンピューター用カバー</u>  <u>スマートフォン又はタブレットコンピューターを収めるた</u>  <u>めに特別に成形された収納スペース（固定枠を含む）を有し、</u>  <u>外面を覆う形状のものは、上記（1）及び（2）並びに材質に</u>  <u>関わらず、原則として第42.02項に分類する（国際分類例規第</u>  <u>4202.32 1.「携帯電話の特定のモデル用に設計されたプラスチック製カバー」参照）。</u>  <u>収納スペースを有しないもの（粘着式カバー等）、外面を覆</u>  <u>わないもの（一部の面を保護するプラスチック製カバー等）は</u>  <u>構成材料により分類する。</u></p> <p>1. 松（マツ属のもの）のもの、もみ（モミ属のもの）又はどうひ（トウヒ属のもの）のもの</p> <p>関税率表第4407.11号の「松（マツ属のもの）のもの」並びに同表第4407.12号の「もみ（モミ属のもの）」又は「とうひ（トウヒ属のもの）のもの」に属する主なものは、次のとおりである。  (1) (省 略)  (2) 第4407.12号  イ もみ（モミ属のもの）のもの（genus <i>Abies</i>）は世界に約40種あり、欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。  第4407.12号に属する主なものには、韓国産又はシベリア産の朝鮮もみ（学名 <i>A. holophylla</i> Max. 別名沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、チョウセンシラベ（学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 別名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 别名Saghalien fir、ピフタ）、欧州産のsilver fir（学名 <i>A. Peclinata</i> D.C. 别名 European silver fir、<i>Sapin blanc</i>）、北米産のカリ</p>	<p>④ 長期間の使用に適するために耐久性を有するもの  ⑤ 実用性のある収納スペースを有するもの</p> <p><u>3.</u> (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>1. 松（マツ属のもの）のもの、もみ（モミ属のもの）又はどうひ（トウヒ属のもの）のもの</p> <p>関税率表第4407.11号の「松（マツ属のもの）のもの」並びに同表第4407.12号の「もみ（モミ属のもの）」又は「とうひ（トウヒ属のもの）のもの」に属する主なものは、次のとおりである。  (1) (同 左)  (2) 第4407.12号  イ もみ（モミ属のもの）のもの（genus <i>Abies</i>）は世界に約40種あり、欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。  第4407.12号に属する主なものには、韓国産又はシベリア産の朝鮮もみ（学名 <i>A. holophylla</i> Max. 别名沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、チョウセンシラベ（学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 别名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 别名Saghalien fir、ピフタ）、欧州産のsilver fir（学名 <i>A. Peclinata</i> D.C. 别名 European silver fir、<i>Sapin blanc</i>）等がある。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
61.09項	<p>改正後</p> <p>フルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファー等がある。</p> <p>□ (省略)</p> <p><b>1. Tシャツ</b></p> <p>関税率表第61.09項において「Tシャツ」とは、第61類注5及び関税率表解説第61.09項の規定に従うこととなるが、具体的には、以下の(1)～(9)をすべて満たすものをいう。</p> <p>(1) 編製又は人造繊維製であること</p> <p>(2) メリヤス編み又はクロセ編みであること</p> <p>(3) 編目の数が縦、横それぞれ1cmにつき10以上であること</p> <p>(4) 襟を有しないこと</p> <p>(5) ネックラインが開いておらず、ぴったりしているか又は低いネックライン(ラウンドネック、スクエアネック、ボートネック又はVネック)であること</p> <p>(6) ぴったりとした、長袖又は短袖を有すること</p> <p>(7) ボタンその他の締め具を有しないこと</p> <p>(8) 裾に締めひも、ゴム編みのウェストバンドその他の絞る部分を有しない(通常、縁どりがしてある。)こと</p> <p>(9) 裏地及び詰め物を有しないこと</p> <p>したがって、起毛したもの、パイル編物又はテリー編物のもの、ハイネックのもの、タートルネックのもの、袖口をゴム編み等で絞ったもの、袖の形状がフレンチ袖、ドルマン袖、提灯袖等のもの、袖を有しないものは含まない。</p> <p>なお、Tシャツとして分類されない類似の形状・性状の衣類には、肌着として第61.09項に分類されるもの(例えば、絹製の肌着、レースを襟、袖等に縫い付けた肌着、長袖の袖口にゴム編みを有する肌着)と、他の項に分類されるものがある。</p>	<p>改正前</p> <p>北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーは第4407.12号には分類されず、第4407.19号に分類される。</p> <p>□ (同左)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
61.10項	2. プルオーバー等（第61類）に係る分類事例	61.10項	2. プルオーバー等（第61類）に係る分類事例
	<p>事例1. <u>長袖、ポロカラーの「スウェットシャツ」と称するもの</u> (綿100%) 6110.20 (輸入統計細分029) (省略)</p> <p>事例2. <u>長袖、ししゅう付きの「丸首Tシャツ」と称するもの</u> (アクリル100%) 6110.30 (輸入統計細分012) (省略)</p> <p>事例3. <u>「フード付トレーナー」又は「ヨットパーカー」と称するもの</u> (綿100%) 6110.20 (輸入統計細分030) (省略)</p> <p>事例4. <u>丸編みの「プルオーバー」と称するもの</u> (綿100%) 6110.20 (輸入統計細分029)</p>		<p>事例1. <u>Men's Sweat Shirt Polo Neck, long sleeve 100% cotton</u> 6110.20-2 (輸入統計細分029) (同左)</p> <p>事例2. <u>Ladies' T-shirts round neck, long sleeve, containing embroidery</u> 6110.30-1 (輸入統計細分012) (同左)</p> <p>事例3. フード付トレーナー又はヨットパーカーと称するもの 6110.20-1 (輸入統計細分030) (同左)</p> <p>事例4. <u>Men's circular knitted pullovers</u> 6110.20-2 (輸入統計細分029)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前									
72類、 73類	<p>[内容] イ. 両面編み（平編み） ロ. 袖口はゴム編み ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。 ニ. 編目数（目／センチメートル）</p> <table border="0"> <tr> <td><u>1 (白色部分)</u></td> </tr> <tr> <td>表面 +横方向 7 +縦方向 6</td> </tr> <tr> <td>裏面 +横方向 13 +縦方向 18~19</td> </tr> <tr> <td><u>2 (灰色部分)</u></td> </tr> <tr> <td>表面 +横方向 13 +縦方向 10</td> </tr> <tr> <td>裏面 +横方向 13 +縦方向 10</td> </tr> </table> <p>(注) 2. の面積は1. のそれよりも大である。 ホ. ネックラインはスライドファスナーで一部開閉し、更にその上にボタンで開閉する構造である。</p> <p>ポイント：本品は、裏地等がないところから、「外気に対する身体の保護」にはならない。ウエストバンドの存在等から61.10項に分類される。なお、本品の編目の決定に際しては、61類又は62類 1. 「二以上の材料から成る衣類」による。</p> <p>事例5. 「トレーナー」と称するもの（綿100%） 6110.20 (輸入統計細分030) (省略)</p> <p><b>4. ブリキ原板</b></p> <p>めっきを施していない原板であり、<u>日本産業規格</u>G3303 SPBに該当するものを分類する。実務的には、検査証明書に記載されたJIS番号により所属を決定して差支えない。</p>	<u>1 (白色部分)</u>	表面 +横方向 7 +縦方向 6	裏面 +横方向 13 +縦方向 18~19	<u>2 (灰色部分)</u>	表面 +横方向 13 +縦方向 10	裏面 +横方向 13 +縦方向 10	72類、 73類	<p>[内容] イ. 両面編み（平編み） ロ. 袖口はゴム編み ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。 ニ. 編目数（目／センチメートル）</p> <table border="0"> <tr> <td>表面 1. +横方向 7 +縦方向 6</td> </tr> <tr> <td>2. +横方向 13 +縦方向 10</td> </tr> <tr> <td>裏面 +横方向 13 +縦方向 10</td> </tr> </table> <p>(注) 2. の面積は1. のそれよりも大である。 ホ. ネックラインはスライドファスナーで一部開閉し、更にその上にボタンで開閉する構造である。</p> <p>ポイント：本品は、裏地等がないところから、「外気に対する身体の保護」にはならない。ウエストバンドの存在等から61.10項に分類される。なお、本品の編目の決定に際しては、<u>「61類又は62類 1. 二以上の材料から成る衣類」</u>による。</p> <p>事例5. <u>Ladies' Trainer</u> 6110.20-1 (輸入統計細分030) (同 左)</p> <p><b>4. ブリキ原板</b></p> <p>めっきを施していない原板であり、<u>JIS</u> G3303 SPBに該当するものを分類する。実務的には、検査証明書に記載されたJIS番号により所属を決定して差支えない。</p>	表面 1. +横方向 7 +縦方向 6	2. +横方向 13 +縦方向 10	裏面 +横方向 13 +縦方向 10
<u>1 (白色部分)</u>												
表面 +横方向 7 +縦方向 6												
裏面 +横方向 13 +縦方向 18~19												
<u>2 (灰色部分)</u>												
表面 +横方向 13 +縦方向 10												
裏面 +横方向 13 +縦方向 10												
表面 1. +横方向 7 +縦方向 6												
2. +横方向 13 +縦方向 10												
裏面 +横方向 13 +縦方向 10												

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
7306.30	<b>2. 配管用炭素鋼钢管</b>  使用圧力の比較的低い、蒸気、水、油、ガス、空気などの配管用钢管であって、 <u>日本産業規格G3452</u> に該当する钢管を分類する。実務的には、インボイス、現品等に記載されたJIS番号により所属を決定して差支えない。	7306.30	<b>2. 配管用炭素鋼钢管</b>  使用圧力の比較的低い、蒸気、水、油、ガス、空気などの配管用钢管であって、 <u>JIS G3452</u> に該当する钢管を分類する。実務的には、インボイス、現品等に記載されたJIS番号により所属を決定して差支えない。
7306.30	<b>3. 一般構造用炭素鋼钢管</b>  土木、建築などの建材、構造用の钢管であって、 <u>日本産業規格G3444</u> に該当する钢管を分類する。実務的には、インボイス、現品等に記載されたJIS番号により所属を決定して差支えない。	7306.30	<b>3. 一般構造用炭素鋼钢管</b>  土木、建築などの建材、構造用の钢管であって、 <u>JIS G3444</u> に該当する钢管を分類する。実務的には、インボイス、現品等に記載されたJIS番号により所属を決定して差支えない。
7310.29	<b>1. 食缶</b>  <u>輸入統計品目表第7310.29号において、「食缶」とは、内容積が5リットル未満の食品又は飲料の充填用の缶（二重巻締により密閉するものに限る。）をいう。</u>		(新規)
7315.11	<b>1. ローラーチェーン</b> (省略) (注) 「ピッチ幅」とは、 <u>日本産業規格B1801「伝動用ローラーチェーン及びブシュチェーン」</u> の量記号で定められたチエーンピッチの基準値であり、一のピン中心部から次のピン中心部までの長さをいう。  「ピン長さ」とは、 <u>日本産業規格B1801「伝動用ローラーチェーン及びブシュチェーン」</u> の量記号で定められた1列チエーンのピン長さの最大値であり、ピンの一の末端から他の末端までの長さをいう。(多列チエーンの場合は、「ピン長さ+横ピッチ×(チエーン列数-1)」で算出	7315.11	<b>1. ローラーチェーン</b> (同左) (注) 「ピッチ幅」とは、 <u>日本工業規格「伝動用ローラーチェーン及びブシュチェーン」(JIS B 1801)</u> の量記号で定められたチエーンピッチの基準値であり、一のピン中心部から次のピン中心部までの長さをいう。  「ピン長さ」とは、 <u>日本工業規格「伝動用ローラーチェーン及びブシュチェーン」(JIS B 1801)</u> の量記号で定められた1列チエーンのピン長さの最大値であり、ピンの一の末端から他の末端までの長さをいう。(多列チエーンの場合は、「ピン長さ+横ピッチ×(チエーン列数-1)」で

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
16部	<p>する。)</p> <p><b>1. 機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品</b></p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) この取扱いにおいて、「機械」とは、原則として、関税率表の第16部に該当する物品（部分品、附属品及び絶縁電線その他通常いわゆる機械類とは認められない物品を除く。）をいうものとする。なお、弁、継電器その他他の機械の部分品として使用される性質の機器の部分品等が当該機器とともに輸入される場合も、この取扱いを行うことができるものとする。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) この取扱いは、関税率表における別段の定め又は関税率表解説により、機械とともに輸入される場合でも分割して分類することと規定されている物品については、適用しないこととする。</p> <p>(8) (省 略)</p>	16部	<p>算出する。)</p> <p><b>1. 機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品</b></p> <p>(1) ~ (4) (同 左)</p> <p>(5) この取扱いにおいて、「機械」とは、原則として、関税率表の第16部、<u>第17部及び第90類</u>に該当する物品（部分品、附属品及び絶縁電線、眼鏡その他通常いわゆる機械類とは認められない物品を除く。）をいうものとする。なお、弁、継電器その他他の機械の部分品として使用される性質の機器の部分品等が当該機器とともに輸入される場合も、この取扱いを行うことができるものとする。</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(7) この取扱いは、関税率表における別段の定め又は関税率表解説により、機械とともに輸入される場合でも分割して分類することと規定されている物品<u>（例えば、第87.01項のトラクターとともに輸入される掘削用アタッチメント）</u>については、適用しないこととする。</p> <p>(8) (同 左)</p>
84. 18項、 85. 28項	<p><b>1. 中古家電</b></p> <p>輸出統計品目表第84. 18項又は第85. 28項の「小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）」とは、いわゆる新品の家電をいい、当該物品の製造後の包装状態のもので、当該包装が開封されてないものをいう。</p> <p>(省 略)</p>	<u>84. 15項、 84. 18項、 84. 50項又 は85. 28項</u>	<p><b>1. 中古家電</b></p> <p>輸出統計品目表<u>第84. 15項、第84. 18項、第84. 50項</u>又は第85. 28項の「小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）」とは、いわゆる新品の家電をいい、当該物品の製造後の包装状態のもので、当該包装が開封されてないものをいう。</p> <p>(同 左)</p>
8506. 10	<u><b>1. ボタン電池</b></u>	8506. 10	<u><b>2. ボタン電池</b></u>

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	総高が直径未満の小形円形電池 ( <u>日本産業規格C8500</u> )。  (削除)	8539.29	総高が直径未満の小形円形電池 ( <u>JIS C_8500</u> )。  <u>1. ウォーキングステレオ</u>  <u>主にヘッドホンを使用するステレオタイプのテープレコーダーで、大きさはコンパクトカセットテープ程度のものを分類する。モニタースピーカー及びチューナーパック付であるかないかを問わない。</u>
8539.29	<b>1. 白熱電球 (A形又はPS形のものに限る。) について</b>  輸入統計品目表第8539.29号において、「白熱電球 (A形又はPS形のものに限る。)」(統計細分010)には、定格電圧が100Vのフィラメント電球のうち、ガラス部分の形状が「ナス形」で、最大径55mm~80mm、全長95mm~165mmのもので、かつ、直径約26mm、高さ約25mmの金属製口金 ( <u>日本産業規格C7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金</u> )における「E26/25」のもの)を有するものが含まれる。 (省略)	8539.29	<b>1. 白熱電球 (A形又はPS形のものに限る。) について</b>  輸入統計品目表第8539.29号において、「白熱電球 (A形又はPS形のものに限る。)」(統計細分010)には、定格電圧が100Vのフィラメント電球のうち、ガラス部分の形状が「ナス形」で、最大径55mm~80mm、全長95mm~165mmのもので、かつ、直径約26mm、高さ約25mmの金属製口金 ( <u>日本工業規格 JIS C_7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金</u> )における「E26/25」のもの)を有するものが含まれる。 (同左)
8539.50	<b>1. LEDランプ (A形のもの) について</b>  輸入統計品目表第8539.50号において、「A形のもの」(統計細分010)には、発光ダイオード(LED)を光源とするランプのうち、口金を除いた部分の形状が「ナス形」で、最大径55mm~70mm、全長95mm~145mmのもので、かつ、直径約26mm×高さ約25mmの金属製口金 ( <u>日本産業規格C7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金</u> )における「E26/25」のもの)を有する電球形ランプが含まれる。本細分に含まれる電球形LEDランプの代表例については以下のとおりで	8539.50	<b>1. LEDランプ (A形のもの) について</b>  輸入統計品目表第8539.50号において、「A形のもの」(統計細分010)には、発光ダイオード(LED)を光源とするランプのうち、口金を除いた部分の形状が「ナス形」で、最大径55mm~70mm、全長95mm~145mmのもので、かつ、直径約26mm×高さ約25mmの金属製口金 ( <u>日本工業規格 JIS C_7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金</u> )における「E26/25」のもの)を有する電球形ランプが含まれる。本細分に含まれる電球形LEDランプの代表例については以下のとおりで

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

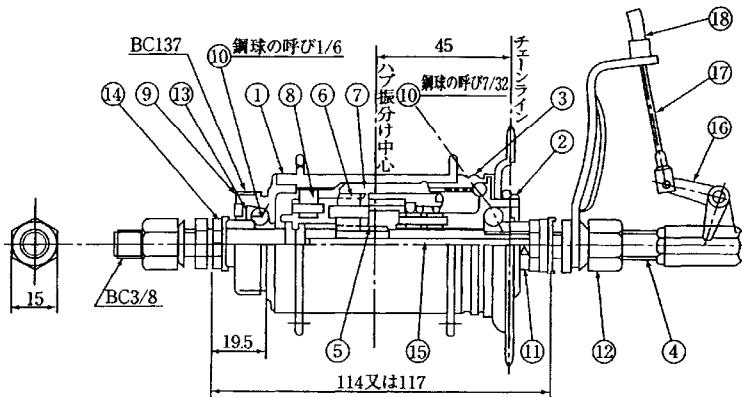
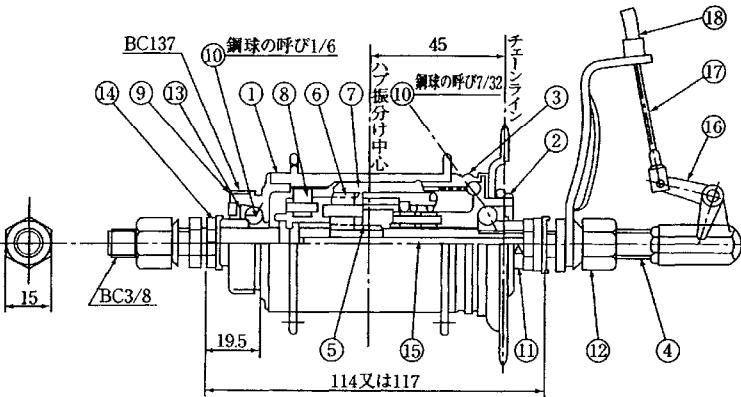
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前									
17部 8712.00	<p>ある。 (省 略)</p> <p><b>1. 機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品</b></p> <p><u>第16部 1. 「機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品」の規定について</u>は、<u>第17部の物品（部分品、附属品その他通常いわゆる機械類とは認められない物品を除く。）について準用する。</u></p> <p><b>2. (車輪の径の呼びが24 (60.96センチメートル) 以下のもの) ブレーキレバーの開きが85ミリメートルを超えるもの (輸入統計細分211)</b></p> <p>(1) 「車輪の径の呼びが24」とは、タイヤを含む車輪の直径が24インチであることを指し、計測方法は<u>日本産業規格D9111「自転車一分類、用語及び諸元」</u>（下表参照）に掲げる「タイヤの外径」に基づくものとする。</p> <p>単位については、貿易取引の実際上「インチ」が世界的に共通であるが、計量法上の公的単位とは認められていないことから、括弧書きにてメートル法換算の値を付した。</p> <p>(2) 「ブレーキレバーの開き」とは、<u>日本産業規格D9111「自転車一分類、用語及び諸元」</u>（下表参照）に掲げる「ブレーキレバーの開き」に基づくものとする。</p> <p>本細分には大人用であり、かつ車輪の比較的小さな自転車（主としてミニサイクル（折畳み式又は分解式のものを含む。））が分類される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">タ イ ャ の外径</td><td style="padding: 2px;">タイヤを適用リムに装着して、標準空 気圧 (1009) を充填し、負荷を加えない 状態（接地しない状態）での外径（下図）</td><td style="padding: 2px;">overall diameter of tyre</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>	タ イ ャ の外径	タイヤを適用リムに装着して、標準空 気圧 (1009) を充填し、負荷を加えない 状態（接地しない状態）での外径（下図）	overall diameter of tyre			<p>る。 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p><b>2. (車輪の径の呼びが24 (60.96センチメートル) 以下のもの) ブレーキレバーの開きが85ミリメートルを超えるもの (輸入統計細分211)</b></p> <p>(1) 「車輪の径の呼びが24」とは、タイヤを含む車輪の直径が24インチであることを指し、計測方法は<u>日本工業規格D9101-1995「自転車用語」</u>（下表参照）に掲げる「タイヤの外径」に基づくものとする。</p> <p>単位については、貿易取引の実際上「インチ」が世界的に共通であるが、計量法上の公的単位とは認められていないことから、括弧書きにてメートル法換算の値を付した。</p> <p>(2) 「ブレーキレバーの開き」とは、<u>日本工業規格D9101-1995「自転車用語」</u>（下表参照）に掲げる「ブレーキレバーの開き」に基づくものとする。</p> <p>本細分には大人用であり、かつ車輪の比較的小さな自転車（主としてミニサイクル（折畳み式又は分解式のものを含む。））が分類される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">タ イ ャ の外径</td><td style="padding: 2px;">タイヤを適用リムに装着して、標準空 気圧 (1009) を充てんし、負荷を加えない 状態（接地しない状態）での外径（付）</td><td style="padding: 2px;">overall diameter of tyre</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>	タ イ ャ の外径	タイヤを適用リムに装着して、標準空 気圧 (1009) を充てんし、負荷を加えない 状態（接地しない状態）での外径（付）	overall diameter of tyre	
タ イ ャ の外径	タイヤを適用リムに装着して、標準空 気圧 (1009) を充填し、負荷を加えない 状態（接地しない状態）での外径（下図）	overall diameter of tyre									
タ イ ャ の外径	タイヤを適用リムに装着して、標準空 気圧 (1009) を充てんし、負荷を加えない 状態（接地しない状態）での外径（付）	overall diameter of tyre									

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
	参考)。 ブレーキレバーの開き	操作力を加えないときのブレーキレバーの外側とハンドルにぎり部の外側との最短距離 ( <u>下図</u> 参照)。	brake lever grip dimension	参考)。 ブレーキレバーの開き	操作力を加えないときのブレーキレバーの外側とハンドルにぎり部の外側との最短距離 ( <u>付図 4</u> 参照)。
		(省略)			(同左)
8712.00	4. ディレーラ (内装変速装置を除く。) を有しないもの (輸入統計細分291)	8712.00	4. ディレーラ (内装変速装置を除く。) を有しないもの (輸入統計細分291)		
	(省略)		(同左)		
	(1) (省略) (2) 内装変速装置 内装変速装置とは一般に「ハブギヤ」といい、後輪の軸に内装されている。構造は下図のとおり。		(1) (同左) (2) 内装変速装置 内装変速装置とは一般に「ハブギヤ」といい、後輪の軸に内装されている。構造は下図のとおり。		
					

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前		
90類	①ハブ体	番号	部品名称	材料(参考)
	②駆動体	1	ハブ体	JIS G 3141 の SPCC
	③右わん	2	駆動体	JIS G 4051 の S20C
	④ハブ軸	3	右わん	JIS G 3445 の STKM13A
	⑤太陽ギヤ	4	ハブ軸	JIS G 4105 の SCM415
	⑥遊星ギヤ	5	太陽ギヤ	JIS G 4105 の SCM415
	⑦リンクギヤ	6	遊星ギヤ	JIS G 4105 の SCM415
	⑧つめ	7	リングギヤ	JIS G 4051 の S17C
	⑨左わん	8	つめ	JIS G 4105 の SCM415
	⑩鋼球	9	左わん	JIS G 4051 の S15C
	⑪玉押し	10	鋼球	JIS G 3539 の SWCH, JIS G 4805 の SUJ2
	⑫ナット	11	玉押し	JIS G 4105 の SCM415
	⑬鋼球保持器	12	ナット	JIS G 3101 の SS400
	⑭ロックナット	13	鋼球保持器	JIS G 3141 の SPCC
	⑮プッシュロッド	14	ロックナット	JIS G 3101 の SS400
	⑯ベルクランク	15	プッシュロッド	JIS G 3506 の SWRH42A
	⑰ワイヤ (インナ)	16	ベルクランク	JIS G 5301 の ZDC1
	⑱ワイヤ (アウト)	17	ワイヤ	インナ
		18		アウト
<b>3. 機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品</b>		(新規)		
第16部1.「機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品」の規定については、第90類の物品（部分品、附属品及び眼鏡その他通常いわゆる機械類とは認められない物品を除く。）について準用する。				
(削除)		9006.52	<b>1. 幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するもの（輸出統計細分100、900）</b>	
本細分には、いわゆるAPS（アドバンスト・フォト・システ				

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>95. 03項</b></p> <p><b><u>2. 玩具と身辺用模造細貨類の判断基準</u></b></p> <p>関税率表第95.03項に分類される玩具と同表第71.17項に分類される身辺用模造細貨類のいずれに分類されるかの判断に当たっては、同一インボイスで輸入される物品の性質、デザイン、最終包装形態、輸出入者の業種、価格等を勘案し、玩具であるかないかを判断するものとし、判断が困難な場合には、次のいずれかに該当するものを玩具として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 飾石がプラスチック製又はガラス製で明らかに不良品と認められるもの（例えば、モールドの型あとが残っているもの及び傷があるもの）</p> <p>(2) 金属部分が簡単な留金等により結合されているもの（例えば、ろう付け、溶接等の方法によって結合していないもの）</p> <p>(3) 飾石のセット状態が粗雑なもの（例えば、飾石のセット位置がずれているもの、接着剤がはみ出ているもの、飾石を固定させる爪が貧弱なもの及び飾石を固定していないもの）</p> <p>(4) その他デザイン、加工程度等からみて明らかに玩具と認められるもの（例えば、プラスチックの台に漫画の主人公等を印刷した絵を張り付けたもの、ネックレス用に穴を開けた飾石を使用している指輪、プラスチック部分に型のぼりあとが残っているもの、金属の部分に鋳型のぼりあとが残っているもの及びアルミニウムの帶を曲げて作ったもので圧延のすじが残っているもの又は切断面を仕上げていないもの）</p>	<p>ム) カメラが分類される。</p> <p>APS カメラとは、幅が24ミリメートルのAPS カートリッジ入りロールフィルムを使用し、撮影と同時にラボへの現像、プリントの指示情報その他の情報をフィルムに磁気記録する機能を備えたものをいう。</p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	95. 03項、 95. 05項	改正前
<p><u>1. 節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</u></p> <p>節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類には次のようなものがある。</p> <p>(1) ~ (6) (省略)</p> <p>これらの所属の決定については、次のように取り扱うこととする。</p> <p>(i) 祭礼のための街頭及びだしの飾付け、七夕の飾付け等は、カーニバル用品として第95. 05項に分類する。</p> <p>(ii) 第95. 03項に属することとなる人形の附属品には、人形の衣類、靴、帽子等のように直接人形そのものに使用するものを含み、節句飾物用のびょうぶのように背景として装飾効果を高めるものは含まないこととする。ただし、人形とともに節句飾物のセットとして輸入する場合には、重要な特性を与えて構成要素は人形であると認め一括して人形として第95. 03項に分類する。</p> <p>(iii) 飾物類のうち第95. 03項の娯楽用の模型に該当するものは、実物の正確な縮尺模型であり、単に形体を具現したのみで、飾って楽しむ節句飾物（御所車等）は属しない。</p> <p>(iv) 第95. 03項及び第95. 05項に分類されない節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類は、構成する材料により該当する項に属する。</p>		<p><u>2. 節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</u></p> <p>節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類には次のようなものがある。</p> <p>(1) ~ (6) (同左)</p> <p>これらの所属の決定については、次のように取り扱うこととする。</p> <p>(i) 民族的行事等に使用される飾物類は、一般に第95. 05項の祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品に該当するものとして広く考えられないこともないが、同項の祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品とは、大勢の人が集まって屋外で催される社会的行事として楽しみ遊ぶために使用される非耐久性の物品と解され、純宗教的行事に使用するものは該当しないものと解される。</p> <p>したがって、祭礼のための街頭及びだしの飾付け、七夕の飾付け等はカーニバル用品に該当するが節句飾物及び正月に使用する飾付け等はこれに該当しないものとする。</p> <p>(ii) 第95. 03項に属することとなる人形の附属品には、人形の衣類、靴、帽子等のように直接人形そのものに使用するものを含み、節句飾物用のびょうぶのように背景として装飾効果を高めるものは含まないこととする。ただし、人形とともに節句飾物のセットとして輸入する場合には、重要な構成要素は人形にあると認め一括して人形として分類する。</p> <p>(iii) 飾物類のうち第95. 03項の娯楽用の模型に該当するものは、実物の正確な縮尺模型であり、単に形体を具現したのみで、飾って楽しむ節句飾物（御所車等）は属しない。</p> <p>(iv) したがって、上記(i)、(ii)及び(iii)に該当しない節句飾物類等は、構成する材料により該当する項に属する。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
(削除)	<u>95. 03項</u>	<p><b>3. 玩具と身辺用模造細貨類の判断基準</b></p> <p>関税率表第95.03項に分類される玩具と同表第71.17項に分類される身辺用模造細貨類のいずれに分類されるかの判断に当たっては、同一インボイスで輸入される物品の性質、デザイン、最終包装形態、輸出入者の業種、価格等を勘案し、玩具であるかないかを判断するものとし、判断が困難な場合には、次のいずれかに該当するものを玩具として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 飾石がプラスチック製又はガラス製で明らかに不良品と認められるもの（例えば、モールドの型あとが残っているもの及び傷があるもの）</p> <p>(2) 金属部分が簡単な留金等により結合されているもの（例えば、ろう付け、溶接等の方法によって結合していないもの）</p> <p>(3) 飾石のセット状態が粗雑なもの（例えば、飾石のセット位置がズレているもの、接着剤がはみ出しているもの、飾石を固定させる爪が貧弱なもの及び飾石を固定していないもの）</p> <p>(4) その他デザイン、加工程度等からみて明らかに玩具と認められるもの（例えば、プラスチックの台に漫画の主人公等を印刷した絵を張り付けたもの、ネックレス用に穴をあけた飾石を使用している指輪、プラスチック部分に型のばりあとが残っているもの、金属の部分に鋳型のばりあとが残っているもの及びアルミニウムの帶を曲げて作ったもので圧延のすじが残っているもの又は切断面を仕上げてないもの）</p>
(削除)	<u>95. 05項</u>	<p><b>1. 節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</b></p> <p><u>95. 03項／2 を参照</u></p>
(削除)	<u>9618. 00</u>	<b>1. Teleboard</b>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9703.00 1. 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わ	<p>本品は、駅の待合室、喫茶店等において広告宣伝用に使用される物品で、木製キャビネット（高さ65センチメートル、幅88センチメートル、奥行15センチメートル）の前面にガラス（太さ約1ミリメートルの線を縦横に約1ミリメートルの間隔をおいて格子網目状に印刷したプラスチック製フィルムを張り付けたガラス。以下「表面ガラス」という。）をはめ込んだものである。</p> <p>キャビネットの内部には、照明用のけい光灯5本、画ガラス（ポジフィルムの前に表面ガラスの格子網目と同寸法の格子網目を置き、4種類の宣伝用の絵画等を撮影した4枚のネガフィルムを1枚ごとに網目を左、上、右、下の方向に1目盛りずつずらして、1枚のポジフィルムに順次写し、これをオフセット印刷したものをガラスに張り付けたもの）並びに画ガラスを動かすための電動機、偏心カム及び偏心カムの動きを画ガラスに伝える伝動軸を内蔵している。</p> <p>電源スイッチを入れると画ガラスの4種類の画のうちの1種類が表面ガラスに静止画像として映し出され、約10秒後に偏心カムの動きによって画ガラスが、表面ガラスに張り付けた格子網目の1目盛り分だけ横に移動することにより、最初の画像が映し出される。このように画ガラスを1目盛りずつ左、上、右、下と順次移動させることにより、4種類の画像がそれぞれ一定の周期をもって表面ガラスに映し出されるしくみになっている。</p> <p>本品は、静止画像を繰り返し映し出すことにより宣伝効果を発揮する。また、これらの動きは電動機、偏心カム等の機構により自動的に行われる。</p> <p>本品は、店頭装飾用に必ずしも限定されていないが、関税率表解説の第96.18項の（3）において同項に属する旨の記載をしている「宣伝用に使用する自動装置」に類似すると認められるので、第9618.00号に属する。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>ない。) の分類解釈について</p> <p>(1) ~ (3) (省 略) (削 除)</p>		<p>ない。) の分類解釈について</p> <p>(1) ~ (3) (同 左) <u>(4) 各関通報について</u> <u>上記により芸術家の作品であると認定した物品のうち、参考となる事例については、品名、作者、認定理由、鑑定人氏名等を各関相互に通報すること。</u></p>
9706.00	<p>1. 第9706.00号のこつとうの認定について</p> <p>(省 略) (1) ~ (3) (省 略) (削 除)</p>	9706.00	<p>1. 第9706.00号のこつとうの認定について</p> <p>(同 左) <u>(1) ~ (3) (同 左)</u> <u>(4) 上記(1)から(3)までにより、第9706.00号に属すると認定した物品のうち、参考となる事例については、品名、認定方法を「関税率表の統一的適用について」(関税法基本通達7-22)の(3)により通報すること。</u></p>